

掛川市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画墓園を変更したいので、掛川市都市計画公聴会規則（平成17年掛川市規則第105号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公告する。

なお、規則第3条に規定する者は、公聴会の開催期日前1週間までに、意見の要旨及び理由並びに氏名、住所及び職業を記載した書面を市長に提出しなければならない。

平成23年1月4日

掛川市長 松井三郎

1 公聴会の日時

平成23年1月20日（木）午前10時から

2 公聴会の場所

掛川市役所 4階 会議室1-A・B

3 都市計画の案

東遠広域都市計画墓園 掛川墓地公園

（閲覧する計画書表示のとおり）

4 公述書の提出先

掛川市役所 都市政策課

（郵便番号436 - 8650 掛川市長谷一丁目1番地の1）

